

全建労発第 2号
令和6年4月2日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

適正な労働時間による契約の徹底について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設揚重業では、現場での作業に加えて、クレーン車の回送業務や始業前点検等の付随業務があることから、施工計画の策定の際に労働基準法及び建設業法に抵触しないよう施工計画に配慮する等とともに、適正な料金での契約を行うよう一般社団法人 全国クレーン建設業協会より別紙の通り要望がありました。

つきましては、貴協会所属会員企業の皆様にもご周知の上、適正な労働時間、料金での契約の徹底についてご協力いただきますようお願いいたします。

以上

(担当：労働部 吉田)

全ク協発第18号
令和6年3月29日

(一社)全国建設業協会

会長 奥村太加典 殿

(一社)全国クレーン建設業協会

会長 柴崎 祐



適正な労働時間による契約の徹底について(要望)

一般社団法人 全国クレーン建設業協会は、移動式クレーンによる専門工事業(以下「建設揚重業」という。)の健全、かつ、総合的な発達を図り、もって、建設産業の発展に寄与することを目的とし、全国に約970会員を有する団体です。

貴協会では、働き方改革関連法の改正労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が適用されるにあたり、週休2日制を踏まえた、適正な工期の設定などにお取組いただき、感謝申し上げます。

さて、建設揚重業においては、現場での作業に加え、クレーン車で車庫と現場間を往復するいわゆる回送業務があります。

そのほかにも始業前点検や給油など付随の業務もあります。

当協会の全国調査では、回送だけでも平均約2時間程度かかっているという結果が出ております。

現場で他の職種と同様に1日8時間作業を行うと、回送時間は全て時間外労働に当たることとなります。

そのため、契約の際には、労働基準法及び建設業法に抵触しないよう施工計画の策定など特段の配慮をお願いするとともに、当協会会員と十分に協議いただくようお願いいたします。

また、作業時間や日数などの減少が生じることとなりますが、移動式クレーンオペレーターの生活の確保などのため、適正な料金

での契約を行うことをお願いいたします。

なお、建設業法19条の5では上限規制を上回る違法な時間外労働を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断され、禁止されていることを申し添えます。